

## 令和6年度介護報酬改定に伴う留意事項 (施設サービス等)

- 令和6年3月以前から算定している加算について、区分の変更なく引き続き算定する場合は、新たな届出は不要です。
- 届出が必要な場合は、加算届出一覧表を確認の上、必要書類を添付して届出を行ってください。
- 届出の時期は4月の改定の場合は4月15日まで、6月の改定の場合は6月1日までとなりますので、各々ご対応をお願いします。
- 以下の表に記載した内容以外に、
  - (1) 新たに加算を算定する場合
  - (2) 加算の区分を変更する場合
  - (3) 加算の要件を満たさなくなった等により加算を取り下げる場合
 についても届出が必要です。

### 1. 4月新設・改定の加算

#### 【(介護予防) 特定施設入居者生活介護 ※短期利用型を含む】

	加算等項目	届出
新設	高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出がない場合は「減算型」とみなす。
	業務継続計画策定の有無	新たな届出がない場合は「減算型」とみなす。
	生産性向上推進体制加算	届出必要
	高齢者施設等感染対策向上加算	届出必要
区分・要件 変更	夜間看護体制加算 ※「夜間看護体制」を名称変更	「加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ※既存届出内容が「対応可」で、新たな届出がない場合は「加算Ⅱ」とみなす。

#### 【(介護予防) 短期入所生活介護】

	加算等項目	届出
新設	高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出がない場合は「減算型」とみなす。
	口腔連携強化加算	届出必要
	看取り連携体制加算 ※予防なし	届出必要
	業務継続計画策定の有無	新たな届出がない場合は「減算型」とみなす。
	生産性向上推進体制加算	届出必要

### 【介護老人福祉施設】

	加算等項目	届出
新設	高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出がない場合は「減算型」とみなす。
	業務継続計画策定の有無	新たな届出がない場合は「減算型」とみなす。
	生産性向上推進体制加算	届出必要
	高齢者施設等感染対策向上加算	届出必要
	認知症チームケア推進加算	届出必要
区分・要件 変更	個別機能訓練加算	「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」「加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ※既存届出内容が「あり」で、新たな届出がない場合は「なし」とみなす。 ※要件の見直しを踏まえ、新しい要件を確認の上、届出をお願いします。

### 【（介護予防）短期入所療養介護】

	加算等項目	届出
新設	高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出がない場合は「減算型」とみなす。
	口腔連携強化加算	届出必要
	業務継続計画策定の有無	新たな届出がない場合は「減算型」とみなす。
	生産性向上推進体制加算	届出必要

### 【介護老人保健施設】

	加算等項目	届出
新設	高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出がない場合は「減算型」とみなす。
	業務継続計画策定の有無	新たな届出がない場合は「減算型」とみなす。
	生産性向上推進体制加算	届出必要
	高齢者施設等感染対策向上加算	届出必要
	認知症チームケア推進加算	届出必要
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	届出必要
区分・要件 変更	リハビリ計画書情報加算	「加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ※既存届出内容が「あり」で、新たな届出がない場合は「加算Ⅱ」とみなす。

## 2. 6月改定の加算

### 【各サービス共通】

	加算等項目	届出
区分・要件 変更	介護職員等处遇改善加算 ※「介護職員処遇改善加算」を名称 変更 ※「介護職員等特定処遇改善加算」 「介護職員等ベースアップ等支援 加算」を廃止	届出必要 ※既存届出内容がいずれの場合も、新たな届出が ない場合は「なし」とみなす。 ※要件の見直しを踏まえ、新しい要件を確認の上、 届出をお願いします。